

令和2年第1回臨時会

企画産業常任委員会
会 議 録

期日：令和2年4月22日（水）

場所：第2委員会室

大仙市議会企画産業常任委員会会議録

日 時 令和2年4月22日（水曜日） 午前10時26分 ～ 午前11時24分

会 場 第2委員会室

出席議員（7人）

3番	三浦常男	6番	秩父博樹	7番	石塚 柏
20番	橋本五郎	24番	大山利吉	25番	鎌田 正
27番	橋村 誠				

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

企 画 部 長	福原勝人	まちづくり課長	田口美和子
まちづくり課参事	山信田恭弘		
経 済 産 業 部 長	高橋正人	観 光 課 長	鈴木正人
観 光 課 参 事	山崎兼人	交 流 課 長	高橋 進
交 流 課 主 幹	今野幸喜		

議会事務局職員出席者

副 主 幹 佐藤和人

審査案件

- 1 報告第 4号 専決処分報告について（令和元年度大仙市一般会計補正予算（第13号））
 - 2 議案第96号 太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者の指定について
 - 3 議案第97号 損害賠償の額を定めることについて
 - 4 議案第98号 令和2年度大仙市一般会計補正予算（第2号）
-

午前10時26分 開 会

○委員長（大山利吉） おはようございます。

本日は、本会議休憩中のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

只今から、企画産業常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託された事件につきまして、お手元に配付の日程表にしたがって、審査してまいります。

なお、発言をする際は、委員長の許可を得たあとで、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（大山利吉） それでは、審議に入ります。

はじめに、報告第4号「専決処分報告について（令和元年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。田口まちづくり課長。

○まちづくり課長（田口美和子） それでは、報告第4号の専決処分報告令和元年度大仙市一般会計補正予算（第13号）のうち、企画部まちづくり課所管にかかる歳入及び歳出予算についてご説明申し上げます。

資料ナンバー2-1、令和元年度補正予算3月専決（一般会計第13号）の5ページをご覧ください。

歳出2款1項49目90事業、ふるさと応援基金積立金につきましては、1,110万5千円の補正であり、補正後の額は1億6,004万6千円となります。

これは、本年第1回定例会におきまして、ふるさと応援基金に5,219件の寄附金1億4,892万7千円と利子1万3,644円、合わせて1億4,894万1千円を積み立てる補正予算についてご承認をいただきましたが、その後、383件、1,110万5千円のご寄附をいただきましたので、これを同基金に積み立てるため、3月31日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

また、歳入につきましては、資料ナンバー2、令和元年度大仙市補正予算書（3月専決）11ページをご覧ください。今回の積立金の財源として、18款1項5目、ふるさと応援寄附金に同額を計上しております。

これにより、令和元年度の本市のふるさと納税制度による寄附は5,602件、合計寄附金額1億6,003万2千円となっております。

以上、まちづくり課所管にかかる報告第4号専決処分報告につきましてご説明申し上げ

げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方、どうぞお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

○委員長（大山利吉） 次に、議案第98号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。田口まちづくり課長。

○まちづくり課長（田口美和子） それでは、議案第98号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第2号）のうち、企画部まちづくり課所管にかかる歳入歳出予算についてご説明申し上げます。

資料ナンバー3、令和2年度大仙市補正予算書（4月補正）の7ページ、あわせまして資料ナンバー3-1、主な事業の説明書3ページをご覧ください。

歳出2款1項11目13事業、コミュニティセンター等管理費につきましては、728万円の補正であります。補正後の額は1,889万9千円となります。

今回、太田地域にあります「おおたコミュニティプラザ」の空調設備についての補正であります。

2. これまでの実績と成果であります。 「おおたコミュニティプラザ」は平成5年に太田町保健センターとして建設され、平成29年度から地域住民のコミュニティ施設として利用されております。

3. 問題と課題については記載のとおり、空調設備が27年11月に故障しており、地域の方々から改修を望む声が長年上がっております。

4. 事業の概要であります。地域の方々、利用者からの要望にお応えする形で、太田コミュニティプラザの空調設備の改修と、合わせて動力改修及び室外機の設置を行うものであります。

また、新型コロナウイルスの影響により、施工完了までに通常よりも期間を有することを考慮し、早期に要望に対応し整備できるよう、今般要求させていただきました。

空調を完備することで、夏季の利用者が増えることが予想され、地域の方々のより活

発なコミュニティ活動が期待できるものと捉えております。

以上、まちづくり課所管にかかる補正予算（４月補正）につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方、どうぞお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

○委員長（大山利吉） これで、企画部所管分の審査は終了いたしました。説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

ご苦勞様でございました。

午前 10 時 33 分 休 憩

.....

午前 10 時 35 分 再 開

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

はじめに、報告第 4 号「専決処分報告について（令和元年度大仙市一般会計補正予算（第 13 号））」を議題といたします。

当局の説明を求めます。鈴木観光課長。

○観光課長（鈴木正人） 報告第 4 号、令和元年度大仙市一般会計補正予算（第 13 号）につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー 1、補正予算書の 15 ページと資料ナンバー 2-1、事業説明書 7 ページをご覧ください。

7 款 1 項 4 目 80 事業、大仙市第三セクター清算経費につきましては、1,190 万円を補正し、補正後の額も同額とするものであります。

これは、今年 3 月末をもって解散・清算に向けて事業を停止した太田町生活リゾート株式会社に対し、会社を清算するための必要経費を補助するものであります。

太田町生活リゾート株式会社には、昨年 11 月に温泉の年末年始繁忙期の売上やスキー場の収入が発生するまでに必要な運転資金として、947 万 3 千円を補助したほか、1 月には、記録的な暖冬により大台スキー場が早期閉鎖するなど、さらに経営が逼迫し

たため、スキー場雇用者の待機補償費や電気料などとして2,984万7千円を補助しております。

今回の予算につきましては、4月以降の支出が見込まれる、3月分の人件費や光熱水費、法人税や消費税等の公課費などの未払い金の清算に要する経費について、補正をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方、お願いいたします。はい、石塚委員。

○7番（石塚 柏） 清算人と弁護士経費、それから②の4月7日以降の支出見込みの大きな内訳、それから最後に清算が終わったあとの報告ですけれども、その4つですねお願いいたします。

○委員長（大山利吉） はい、鈴木課長。

○観光課長（鈴木正人） はじめに、清算人につきましては、弁護士に依頼することとしておりまして、今のところ佐々木弁護士にお願いする予定となっております。それから支出の内訳でございますが、清算の主な部分といたしまして、先ほど説明しましたとおり、3月分の職員の給料がまずございます。それから、燃料費等のまだ未払いの部分も残っております。さらに、電気料、社会保険料等がありまして、あと、大きな部分といたしましては、消費税をお支払いする必要もありますので、国への納入分がございます。あと、このあと弁護士、それから司法書士、それから登記に要する経費等々ございますが、弁護士費用等については、そんなに掛からない予定であります。もし未払いの中で、こちらで把握していない部分が出てきたときに必要経費以上に掛かるということもございますので、若干の余裕を見ながら弁護士費用を計上してございます。

以上が、内訳の状態でございます。

さらに、今後の報告につきましては、こちらの事業説明書にもありますとおり、6月中旬ごろの清算登記を予定して、それに向けて解散の手続きを今進めてございます。すべて満了して、解散の登記が整って清算終了した時点の直近の議会におきまして、これまでの経緯につきまして、ご報告する予定となっておりますので、そういったかたちでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（大山利吉） はい、石塚委員。

○7番（石塚 柏） 報告についてですけど、第3セクターの報告を聞いて、ちょっと民間の感覚からズレがあるなと思うのは、いわゆる資本金の8千万、これの受け止め方ですね。使っちゃったから、もう8千万のことはまったく出てこない。これ、民間の方ではちょっと考えられない話で、8千万の使ってしまったことの中身について、ぜひ触れていただきたいということですね。最終の報告ということになれば、どうしてこんなことになってしまったのかということについての総括をぜひ一項目として捉えていただきたいなど、このお願いです。よろしくお願いします。

○委員長（大山利吉） 課長。鈴木課長。

○観光課長（鈴木正人） 報告の際には、そのようなことを十分に勘案しながら報告させていただきたいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、よろしくお願いします。石塚委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 一つお聞きしたいと思います。

7ページに書いてるわけだけれども、これまでの実績、成果ということで、平成20年に奥羽山荘をわらび座に譲渡したことは我々もわがってるわけですけれども、いわゆるこれだけを見ると、経営をわらび座に譲渡したわけだけれども、せば残ったものは、建物はもちろんですけれども、温泉、あるいは土地も含めてやってるのか、もう1回確認したいこと、一つと。それから、その後、今後どうするのか。例えば、巷のうわさでは、建物は抵当に入ってるどがってという話あるけれども、我々このまま譲渡して戻されて、処理なんかなんとするものなのか、ただ建物そのままにしておいて、ただ老朽化を待って解体するものなのか、そこら付近どういった考えなのかお知らせしたいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、この2点について、鈴木課長。

○観光課長（鈴木正人） まず、わらび座への奥羽山荘の譲渡につきましては、建物部分だけとなっておりますので、土地については大仙市の、建物の下地につきましては、大仙市の所有となっております。温泉につきましても、源泉は大仙市の所有ということになりますので、純粹にわらび座では、奥羽山荘の建物のみとなっております。

それから、建物の状況ですが、うちの方で登記を取りましたが、登記の中では根抵当というものが張られておまして、今現在根抵当が外されない限り何もできないような状態になっておるということをお報告申し上げます。

それから、今後の対策につきましては、庁内の中で、大仙市役所の中で、副市長をトップとするプロジェクトチームを立ち上げてございますが、今現在、一旦譲渡したもので、わらび座の所有となっておりますし、さらに根抵当入っているという状態ですので、進展していない状況でございますが、今後何らかの対応の方をプロジェクトチームの中で、なかなか今のこういった困難な状況で進むのは困難でありますけれども、検討してまいりたいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 抵当に入ると、我々はなんも手も足も出ないと、ただ建物も今の状況で、わらび座もかなり経営が苦しいということは新聞等でもあるようだけれども、果たしてこのままでいい、老朽化するやつ待って、なんともならねぐなって解体もあなたの方でやってくださいということ万が一になった場合には、まだ市で金を出して、解体なりして、果たしてこういったことやっていいのかなという思い強く持ってるわけで、懸念してるわけで、なんか、副市長先頭にプロジェクトチーム作るのはいいいんだけれども、まさか太田地区で2つも市直営の温泉持つことはちょっと不可能だと思うし、今このコロナの状況では、明日、明後日に進めって言うわけではないんですけども、もう少し具体的に進めていかなければ、抵当っていったって、簡単に外せねごどだっしべ、これ。正直言って。外せねどせば、なんとするおんだっしか、これ。あんた方まずなんと思ってるおんだっしか。我々素人から見れば、けだもの抵当に入ると、戻してけれっていったって抵当に入ると駄目だど、二進も三進もいがねえような状況であんた方も大変だべども、かなり市の荷物になるのではないのかなという気持ちあるけど、そこら付近なんとなんだっしか。

○委員長（大山利吉） はい、課長。

○観光課長（鈴木正人） ご指摘の点につきましては、かなり市の方でも心配しております。実は、譲渡したときにタダで譲渡したほかに、市の方からいろいろな支援をしてございまして、まず1年間に2千万円ずつを7年間ということで1億4千万円、これはこの後わらび座を使って盛り上げていってもらいたいというふうな支援として1億4千万円支払ってございます。さらに、観光推進支援金というふうなことで、こちらについては、固定資産税の2分の1相当を補助するような方式をとってございまして、これも約9百万円ございます。さらには、源泉の施設の整備ということで、こちらも源泉ポンプの改修とか、そういったもので約5百万円ほど、これらのほかに源泉の開発ということで1

億3千万円ほど掛けておりました、トータルで大体2億8,600万円ほど掛けています。これだけ掛けて譲渡したにもかかわらず、こういった状況になりましたので、また市の方で、それをもう一回譲り受けて解体するというのは非常に市民のご理解も得るのは非常に難しいと思いますので、そういったことも勘案しながら進めていく必要があると思っておりますが、ただしこのまま放置しておいて、そこが空き家になって大変な悪い状態になるというのも今後の治安等の問題もあると思いますので、そういったものを含めながらなにかないかということを探索していくしかないかなというふうなことで現在はそういったかたちで検討はしてる段階であります。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） わらび座自体が、あどやれねど、ギブアップしたことは分かるんだけど、わらび座では、人のものもらって、勝手に抵当に入れてよ、今度おめださなんとがしてけれでは、これおがし話で、わらび座だって相当大出血して怪我しなければ、俺だは理解に苦しむんでね。当時の十年前のこと遡って、誰がいいどがわりどが、これしょうがない話だから言うわけではないけれども、もらったものさ抵当に入れてよ、あど返すなんていわれで、まいった話なねが。わらび座そのものの、経営者の、なんと言ったらいいべな、信義っていうか、能力っていうか、常識から外れてるどころでねがなと、言い方ちょっときつい言い方だがもしれねけれども、どごに人のものもらって、今度抵当に入れて、それも2億もうちの方がら出してもらってよ、いかがなものかなと、逆に怒りを感じている状況だけれども、それでただ怒ってらって、しょうがねべがら、前向きに検討していがねばできねど思うんだども、やっぱりこれ再利用するっていったって大変な話だんしべ、市直営でなくても、例えばこの抵当に入ったもの、手上げる人ほとんどいねど思うし、わらび座にもう少し強くなんかの方法で申し入れてよ、方法講じなければできねもんでねっしか。そこら付近はなんたもんだっしか、部長。

○委員長（大山利吉） はい、高橋部長。

○経済産業部長（高橋正人） まさに私どもも鎌田議員と同感でございまして、けでやったものなので、今の段階では市がどうのこうの手出せる状況ではねんだっしけども、仮に地域のことを考えると、使えないものであれば解体とか、どこか経営してけるところがあれば、そこへの譲渡どが、どっちがになるかと思うんですけれども、それも市があまりに負担を背負うようなことにはしたくないなというのは正直なところでありまして、当然わらび座の方に強いお願いはしていがねねのがなというふうには感じています。た

だ、今回あとで出ますけれども、周辺のところは改めて指定管理をお願いして運営して行くということにはしていますけれども、建物そのものについては、この後わらび座と直接交渉なりなんなりというのは必要になってくるとは思っています。現段階ではまだそこまでしか言うことが出来ないのです、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 最低でもやっぱり、抵当抜いてもらわなきゃ話ならね話だ。先になんにもこっちでは進まねおんでねっしか。抵当抜いてもらわねばよ。最低でも抵当抜いてもらおうと。簡単にいがねべどもだ。

○委員長（大山利吉） はい、高橋部長。

○経済産業部長（高橋正人） その抵当に関しても、抵当が仮に外れたとしても、建物の所有権というのはあくまでもわらび座にあることなので、市の方で勝手にどうのこうのということにはならないかと思うんですけれども、もはやわらび座の経営状況といったところまで入っていかないと、話が出来ない内容になってしまうのかなというのは感じています。

○委員長（大山利吉） はい、橋本委員。

○20番（橋本五郎） 不調法ですけれども、今まで第3セクターの中で、こんげ行政で深入りをして投資をした第3セクターはないわけですね。年間2千万ずつ7年間やって、その他に建物は譲渡、無償、その他に温泉掘ってやって1億3千万、なんと、結局住民のための、福祉のためにこの施設が利用されたのか、経営能力があってわらび座が譲り受けたのか、さっぱり地域にはなんの貢献も恩恵もないわけな。今後の一つのあれどして、十二分に第3セクターに対しての力っていうのを慎重に今後携わっていただきたいと、私自身はそう思います。

○委員長（大山利吉） はい、高橋部長。

○経済産業部長（高橋正人） これも橋本議員おっしゃるとおりでございます、まさかこのような事態になるとはというところが正直なところでございます。ただ、その経営能力、いわゆる経営状況、利用者の減少、そういったところというのは、この後もっとこれ以上良くなるということは、中々想定は出来ないのです、今回のものも踏まえて、この後の温泉施設の運営、それから3セク、それから指定管理者、そういったところの運営内容についても十分精査して進めていかなくてはならないなと改めて感じているところでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（大山利吉） 橋本委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

○委員長（大山利吉） 次に、議案第96号、太田ふれあいの里および太田農村体験の里の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。鈴木観光課長。

○観光課長（鈴木正人） 議案第96号、太田ふれあいの里および太田農村体験の里の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の21ページをご覧ください。

太田ふれあいの里および太田農村体験の里の指定管理者である大仙市太田四季の村むつみ・わらび座管理運営共同体の解散により、令和2年5月31日をもって、同施設の指定管理者の指定を取り消すこととなっております。

このため、新たな指定管理者として、秋田市山王五丁目13番3号に所在する、むつみ造園土木株式会社を指定するものであります。

指定の期間は、令和2年6月1日から令和3年3月31日までとなっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方、お願いいたします。はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） むつみ造園いいんだども、これわらび座と一緒にやってらごどだったべ。当初のあれは、わらび座と2つで577万5千円だったと、こういうことだしべ。当初の管理料。して今今度わらび座ダメなつたがら、むつみさやると、これも分かるども、それでむつみにやるためにはまだ230万円が足りねという意味なんだが。当初のこの577万5千円の分は、わらび座さもなんぼが払ったことなるんだが。なんも払ってねごどなんだが。

○委員長（大山利吉） はい、課長。

○観光課長（鈴木正人） 4月分につきましては、この共同体の方にお支払いしております。

す。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 4月分は払って、6月以降がむつみになると、せば4、5月分は2つの会社さ払うことなんだべ。して、銭子足りねんだ、やっぱり。なして足りねぐなるんだ。

○委員長（大山利吉） はい、鈴木課長。

○観光課長（鈴木正人） 補正予算の関係になりますが、説明させていただきます。

実は、指定管理料につきましては、基準費用を算出します。こちらにつきましては、市の方で、この施設を運営するためにどれだけ経費が掛かるかということで算出いたします。この後、むつみ造園さんの方に委託するにしましては、今までわらび座の方で行っていたものとして、あか松庵、もみじ庵という宿泊施設がございますけれども、こちらの方を新たな指定管理から除きます。これにつきましては、奥羽山荘の方で、もみじ庵の方の受付だったり食事を作って運んでいたという状況もありますので、継続が困難であるというふうなことから、新たな指定管理から除きます。ですので、その経費というのは下がります。こちらの下がった経費については、資料の3-1の事業説明書をご覧いただきたいと思いますが、こちらの5ページの中段の方に指定管理料の追加ということで、補正額230万円あって、数字があると思いますが、この中の内訳というところがございまして、もみじ庵等をやめることによりまして、維持管理費というのが473万2千円下がります。ですが、基準収入の面で、あか松庵、もみじ庵を運営することによりまして、収入700万円ほど入ってくることになっておりましたが、こちらを閉鎖するために700万円が減額になりますので、その差額が足りなくなってしまうというふうなことから今回指定管理料を追加したいというふうな考えとなりますので、あくまでもこの基準費用と基準収入を比較した場合、収入額があか松庵、もみじ庵をやめて減る経費よりもさらに収入が少なくなってしまうというふうなことから、こういった逆転現象が起きているというふうなことから、こう

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） そうすれば、むつみ造園であか松庵ともみじ庵は管理できないということだべ。そうすれば、そのあか松庵ともみじ庵は誰これ管理する、今度。

○委員長（大山利吉） はい、鈴木課長。

○観光課長（鈴木正人） この2つにつきましては、一時休止という扱いをさせていただ

こうと思っております。ここについては、すべて奥羽山荘を通して、水だったり、お湯だったりしたものを經由してございますし、先ほども申し上げましたが、食事も奥羽山荘で作って持って行ってるということから今単独で経営が非常にすることが、物理的にも出来ないということから一旦今回の暫時行う指定管理、6月からの指定管理では休止という扱いをさせていただきます、来年4月からもう1度改めて公募で指定管理を募集いたしますが、その中でどうするのかというのをもう1度検討することになります。ですが、奥羽山荘、多分継続できない状態ですと、当然食事等作れませんので、次の3年間もおそらく休止するしかないかなという今の現状でございます。

○委員長（大山利吉） はい、鎌田委員。

○25番（鎌田 正） 簡単にいえば休止すれば一番いいごどだべども、それわがったども、これって建物だっしべ。茅葺屋根なんだべ。それ休止してよ、1年間も2年間も休止するおんたば、建物そのものもボロボロじぐなっちゃうんでね。普通の我々民家だっしよ、1年間ビッチリ雨戸も玄関の戸も開げねで、いわゆる空き家状態だとすれば、簡単にぶっ壊れるよ。ましてや、あそこの建物は、かなりいがれでくると思うんだ、俺。だから定期的に、市役所の職員が行って戸開けるどが管理してっていえば話別だども、閉めっ放しということは、なかなか大変だと思う。次の開館するに。そこあたりわきまえてればいいんだっし。

○委員長（大山利吉） はい、鈴木課長。

○観光課長（鈴木正人） この休止の間の管理につきましては、太田支所の市民サービス課の方で管理することにしております。その中で、当然建物が傷むというふうなことです。日中の東屋的な活用を考えてございまして、グラウンドゴルフの大きな大会があるとか、そういった時には開けて、グラウンドゴルフやる方が休めるような状態を作りたいと考えてございますので、そういったかたちで暫時管理していきたいと考えてございます。

○委員長（大山利吉） 鎌田議員よろしいですか。ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（大山利吉） 次に、議案第97号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。当局の説明を求めます。高橋交流課長。

○交流課長（高橋 進） 議案第97号、損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書最終ページの22ページをお開き願います。

本案は、国際教養大学と大仙市内の小中学校等との異文化交流事業において、留学生の送迎のため、公用車運転業務委託契約を取り交わしている、シルバー人材センターから派遣された運転手が起こした交通事故により、相手方に対して与えた損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決をお願いするものであります。

1事故の概要につきまして、本件の交通事故は、令和元年11月22日の午後1時5分頃に、刈和野地内の県道本荘西仙北角館線で発生したものであります。詳細はお手元に配布させていただきました資料にて説明したいと思いますので、資料1ページの航空写真をご覧ください。

資料上部の「至 神岡」と表示した部分から右斜め下側に走る道路が旧国道13号線で、現在の「県道本荘西仙北角館線」であり、朱色の丸印で示している場所が事故現場となった交差点であります。

事故の状況につきましては、西仙北中学校での交流事業終了により、留学生5名を国際教養大学に送る途中、資料の黒色で表示した公用車が、県道本荘西仙北角館線に進入する際、神岡方面から協和方面に向かって走行してきた相手方車両、資料では白色の車になりますが、この相手方車両の確認を十分にせず交差点に進入したため、直進してきた相手方車両が公用車に衝突したものであります。

次に、資料2ページの事故車両の写真をご覧ください。

軽トラックが相手方車両で、ワゴンタイプの乗用車が公用車であります。衝突した衝

撃により、相手方車両の右前部分と、公用車の左側面後部が激しく損傷しております。相手方車両の運転手に対しましては、怪我の有無を確認したところ、大丈夫とのことではありましたが医療機関での受診を促し、救急車にて大曲厚生医療センターに搬送して受診した結果、右肘関節部及び右上腕部の打撲などと診断されたため、その後、大曲厚生医療センターや接骨院などを2月まで受診されまして、通院は終了となっております。

また、公用車側では運転手にケガはなかったものの、5名の留学生のうち、3列目のシートに乗車していた2名が頭痛を訴えたため、救急車にて秋田赤十字病院に搬送され、2名とも全治7日程度の頭部打撲との診断を受け、事故当日の受診を含めて11月中に2日間で通院が終了し、専決処分にて既に損害を賠償しております。

改めまして、資料ナンバー1、議案書の22ページをご覧ください。

2損害賠償額171万6,581円の内訳につきましては、対物賠償分が、相手方車両の修理費として45万円、代車費用として4万8,600円、対人賠償分が、令和元年11月から令和2年2月までの治療費として54万円、慰謝料として34万200円、休業補償として33万3,450円、通院費等として4,331円となっております。

なお、損害賠償として支払う経費につきましては、地方自治法施行令第162条第6号並びに大仙市財務規則第66条第4号の規定により概算払いをすることができるとされており、さらに本件交通事故は、市側の過失割合が9割と高いうえ、示談が成立するまでの期間の治療費の支払いなどにより、相手方の経済的負担を増大させてしまうことから、治療費等については予備費充用により概算払いし、残額24万2,669円につきましては、今年度の既存予算で対応することとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 質疑がないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（大山利吉） 次に、議案第98号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。当局の説明を求めます。鈴木観光課長。

○観光課長（鈴木正人） 議案第98号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー3、補正予算書の8ページと資料ナンバー3-1、事業説明書5ページをご覧ください。

7款1項4目42事業、太田四季の村管理費につきましては、230万円を補正し、補正後の額を1,944万9千円とするものであります。

太田四季の村管理費につきましては、奥羽山荘周辺の青空広場、グラウンドゴルフ場などから構成される「太田ふれあいの里」、あか松庵、もみじ庵、農村自然環境体験エリアなどから構成される「太田農村体験の里」に関する指定管理に要する経費であります。

今年の5月末をもって、株式会社わらび座が経営する奥羽山荘の閉館が決まっておりますが、宿泊の受付やフロント業務、食事提供など奥羽山荘と一体的にわらび座が管理している、あか松庵、もみじ庵については、営業継続が困難であることから、一時休止とし、6月からの新たな指定管理では除外することにしております。

これに伴い、先ほども説明いたしましたが、基準費用の支出では、維持管理費用が473万2千円削減できますが、反対に収入では、あか松庵、もみじ庵の休止により宿泊料等703万2千円が減少することとなります。差引230万円の指定管理料の追加が必要となることから補正をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了しました。質疑を行います。

質疑のある方、どうぞお願いいたします。はい、石塚委員。

○7番（石塚 柏） 時間的に間に合わないんですけど、議決は議決として、委員会とし

て、この太田リゾート、温泉の問題、これ委員長のご判断にもよるわけですがけれども、現地調査して、我々の頭の中にきちんと数字と現場と一致するような段取りが必要ではないかなと思います。そういうことを市当局として、どう考えるのか、課長の答弁お願いしたいと思います。

○委員長（大山利吉） ただいま石塚委員の方からご提案がございましたが、当局のお考えをもしありましたらお願いいたします。はい、高橋部長。

○経済産業部長（高橋正人） すいません。再度確認をさせていただきます。

奥羽山荘の件なのか、今太田町生活リゾートとおっしゃられたかと思うんですけども。

○7番（石塚 柏） 生活リゾートと奥羽山荘の両方。

○委員長（大山利吉） はい、高橋部長。

○経済産業部長（高橋正人） 石塚委員おっしゃられるとおり、関連性が非常に強い、同地域でもありますし、この両方の運営につきまして非常に関連もあることですので、これにつきましてはただ相手方もございますので、例えばわらび座でありますとか、太田町生活リゾート、いわゆる中里温泉につきましては、現在市の直営でもありますので、それは容易にといいますか、視察等は可能と考えておりますが、この奥羽山荘およびその周辺につきましては、相手方もあることですので、そちらの方、要望して確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

今のコロナウイルス関連性のこともございますので、いわゆるお客さんと一緒になるような時間帯でないとか、そういった調整も必要になるかと思っておりますので、その点はちょっと慎重に向こうの方との確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（大山利吉） はい、石塚委員。

○7番（石塚 柏） 向こうのわらび座の方の話さこだわるつもりはないけれども、やっぱり委員会と執行部と、この一帯全体の問題を解決するための方策を検討していかないと、補正予算、本予算、その度に「あ～でもね」「こ～でもね」ってやり取りしたってしょうがねっしべ。そういう意味です。

○委員長（大山利吉） はい、高橋部長。

○経済産業部長（高橋正人） まずは1度現地を見ていただいて、この所管事務調査なり、そういったかたちで議員各位の皆様からのご意見、ご提言等を頂戴いたしまして、今後

の対策の糧とさせていただきたいというふうに思いますので、是非その点、そのように出来るように進めてまいります。

○委員長（大山利吉） はい、橋本委員。

○20番（橋本五郎） 確認のために。わらび座がよ、我々大仙市がら無償である奥羽山荘を引き受けだ、貰った。それが今、根抵当に入ってるがら、それで大仙市がら、それを解約していただくために銭子、まさか、逆にまた銭子貰うようなことはねえべなということだ。逆を言えば。

○委員長（大山利吉） はい、高橋部長。

○経済産業部長（高橋正人） これも橋本議員おっしゃるとおりでございます、以前経営が悪化した段階で相談を受けた際には、なにかしらの支援を欲しいようなニュアンスでの話でしたが、我々といたしましては、金銭的な支援は行わないということで、そのプロジェクトチームも含めて、確認をしたところでございます。その後、はっきりとした、わらび座からこのようなお願いをとということのような話も来てませんので、というところまではご返答させていただきます。

○委員長（大山利吉） 高橋部長、橋本議員のおっしゃったこと、常々胸に刻んで一つ対応していただきたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大山利吉） ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後に一括で行います。

○委員長（大山利吉） これで、経済産業部所管分の審査は終了いたしました。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時20分 休 憩

.....

午前11時22分 再 開

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

報告第4号、専決処分報告について（令和元年度大仙市一般会計補正予算（第13号）を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。本件につきましては、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

○委員長(大山利吉) 次に、議案第98号、令和2年度大仙市一般会計補正予算(第2号)を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(大山利吉) 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、すべて終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、そのように決しました。

これを持ちまして、企画産業常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でございました。

午前11時24分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年 月 日

企画産業常任委員会委員長 大山利吉